

2025 年 8 月 8 日

各 位

会社名 名港海運株式会社  
代表者 代表取締役社長 社長執行役員 高橋 広  
(コード番号 9357 名証メイン)  
問合せ先 取締役 専務執行役員 三谷 正芳  
(TEL 052-661-8135)

## 従業員向け株式報酬制度の導入に関する詳細決定のお知らせ

当社は、2025 年 6 月 9 日開催の取締役会において、従業員向け株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本制度につきまして、本日開催の取締役会において詳細を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

当社および当社の主要子会社の従業員（総称して、以下「従業員」といいます。）に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、中期経営計画「MX2029」の実現に向け、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたします。

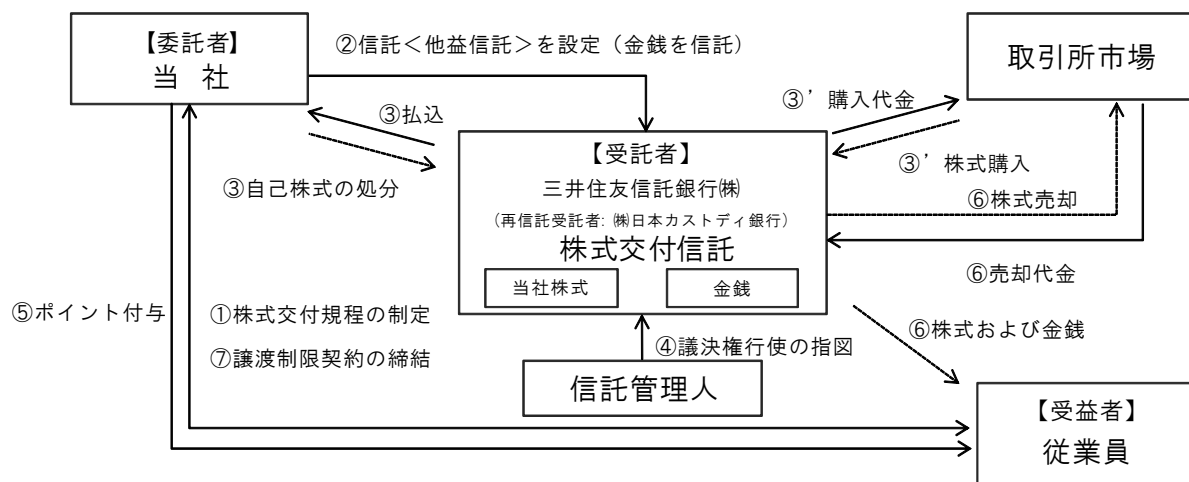
#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランです。当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、従業員の役職等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより、退職までの譲渡制限を付すものといたします。

本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

# <本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は当社および当社の主要子会社の従業員を対象とする株式交付規程を制定します。
  - ② 当社は従業員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
  - ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を、自己株式の処分による方法により一括して取得します。
  - ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
  - ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。
  - ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした従業員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
  - ⑦ 当社株式の交付に先立ち、当該株式について、当社と当該従業員との間で、交付日から退職する日までの期間を譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、当該従業員の退職時に、かかる譲渡制限を解除いたします（譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償取得いたします。）。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

## 3. 本信託について

|              |                                        |
|--------------|----------------------------------------|
| (1) 名称       | 従業員向け株式交付信託（RS 信託）                     |
| (2) 委託者      | 当社                                     |
| (3) 受託者      | 三井住友信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者      | 従業員のうち受益者要件を満たす者                       |
| (5) 信託管理人    | 当社および当社役員から独立した第三者を選定する予定              |
| (6) 議決権行使    | 受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します   |
| (7) 信託の種類    | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                     |
| (8) 信託契約日    | 2025 年 8 月 26 日                        |
| (9) 金銭を信託する日 | 2025 年 8 月 26 日                        |
| (10) 信託終了日   | 2030 年 8 月末日（予定）                       |

#### 4. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 取得する株式の種類           | 普通株式            |
| (2) 株式の取得資金として当社が信託する金額 | 121,919,200 円   |
| (3) 取得する株式の総数           | 61,700 株        |
| (4) 株式の取得方法             | 自己株式の処分による取得    |
| (5) 株式の取得時期             | 2025 年 8 月 26 日 |

以 上